

1905年日本による竹島領土編入措置の法的性質

中野 徹也（関西大学）

2011年7月2日

1. はじめに

2. 経緯

3. 日韓両国の主張

韓国政府 : 領土編入措置 = 先占 (←「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」)
⇒ 「日本固有の領土であった」という主張と矛盾
⇒ 独島は無主地ではないので、先占の対象にならない

日本政府 : 近代国家として竹島を領有する意志を再確認したもの

4. 考察

(1) 「固有の領土論」との関係

(2) 先占論の妥当性

「無主地」と解する余地はあるか？

5. おわりに

「版図」の所属に関する東アジア「国際規範」の内容を解明する必要性

資料

① 明治三十八年一月二十八日閣議決定

「別紙内務大臣請議無人島所屬ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具を備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入並貸下ヲ請願セシ所此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所屬隱岐島司所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以來中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根県所屬隱岐島司の所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」

② 内務大臣訓令

「北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今島根県所屬隱岐島司所管トス此旨管内ニ内示セラルヘシ」

③ 島根県告示第四十号

「北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ爾自本県所屬隱岐島司所管ト定メラル」

④ 島根県庶第十一号

「北緯三十七度九分三十秒、東經百三十一度五十五分、隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ爾自本県所屬隱岐島司所管ト定メラレ候此旨心得ヘシ」

⑤ 「事業経営概要」

「……本島ノ鬱陵島ヲ附屬シテ韓国ノ所領ナリト思ハルルヲ以テ、將ニ統監府ニ就テ為ス所アラントシ、上京シテ種々画策中、時ノ水産局長牧朴真氏ノ注意ニ由リテ、必ズシモ韓国領ニ屬セザルノ疑ヲ生ジ、其調査ノ為メ種々奔走ノ末、時ノ水路部長肝付將軍斷定ニ頼リテ、本島ノ全ク無所屬ナルコトヲ確カメタリ、依テ經營上必要ナル理由ヲ具陳シテ、本島ヲ本邦領土ニ編入シ、且ツ貸付セラレコトヲ内務外務農商務ノ三大臣ニ願出テ、願書ヲ内務省ニ提出シタルニ、内務当局者ハ此時局ニ際シ（日露開戦中）韓国領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ、環視ノ諸外國ニ我國ガ韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ、利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラズトテ、如何ニ陳弁スルモ願出ハ將ニ却下セラレントシタリ。斯クテ挫折スベキニアラザルヲ以テ、直ニ外務省ニ走り、時ノ政務局長山座円二郎氏ニ就キ大ニ論陳スル所アリタリ。氏ハ時局ナレバコソ其領土編入ヲ急要トスルナリ、望楼ヲ建築シ無線若クハ海底電信ヲ設置セバ敵艦監視上極メテ届竟ナラズヤ、特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ、須ラク速力ニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシト意氣軒昂タリ。此ノ如クニシテ、本島ハ竟ニ本邦領土ニ編入セラレタリ。」